

令和8年6月30日

陳 情 文 書 表

防 災 警 察 常 任 委 員 会

陳情番号	105	付議年月日	8 . 5 . 29
件名	防災警察常任委員会の不正について. 陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町12-6 須藤 信 男		
私は防災警察常任委員会で3回県警本部の不正を陳情しています。証拠も提出しています。この件に関し、何の対応もとらないのは、委員会（県会議員）も不正をしている事と同じであります。要望書も提出しています。県民のくらし、生活を守る議員が、逃げまわっています。防災警察常任委員会の委員は、この陳情をしっかり受け止め質疑するなどしっかり審査・調査をすることを求める。 神奈川県議員全員腐敗しています。とても健全な議会とはいえない。この件は、知事、政策局長、総務局長、議会局長、議長、高市総理、木原官房長官、赤間国家公安委員長にも報告しています。正常な議会に戻して下さい。			

陳情番号	107-2	付議年月日	8. 6. 23
件 名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米 谷 八州春 外125人		
【陳情の趣旨】 私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。 宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。 しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。 特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。 また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。 さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。 建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。 仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。 欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐる、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。 よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。 【陳情事項】 一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。

陳情番号	109	付議年月日	8 . 6 . 24
件 名	国外犯事件における国際捜査共助の迅速かつ適正な実施について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市金沢区富岡東5-2-19 木 村 英 之		
【陳情の趣旨】 近年、国際化の進展に伴い、留学、海外勤務、海外事業活動及び観光等により、神奈川県民が海外で犯罪被害に遭遇する機会が増加している。国外で発生した犯罪について、日本に捜査権が帰属し、日本の刑法又は特別刑法により処罰が可能な事案であっても、容疑者、関係者及び証拠が海外に所在する為、真相解明には国際捜査共助条約(MLAT)に基づく現地捜査当局に対する嘱託捜査の要請が必要不可欠である。 しかしながら、国外犯事件においては、告訴が受理された後も国際捜査共助が実施されないまま長期間経過する事例が存在し、被害者救済や刑事司法の実現に重大な支障を生じさせるおそれがある。 よって神奈川県議会に対して、神奈川県警察の国外犯事件における国際捜査共助制度の迅速かつ適正な実施について、必要な検証及び改善並びに指導を求める。 【陳情の理由】 一 国外犯罪に対する刑事司法の実効性を確保する為には、国際捜査共助制度が適切に機能することが不可欠である。特に容疑者や証拠が海外に所在する事案では、日本国内の捜査のみでは真相解明に限界があり、現地捜査当局への共助要請の実施が事件解決の重要な前提となる。 二 我が国は諸外国との間で刑事共助条約等を締結しており、国外犯事件においては犯罪事実が特定され、刑法国外犯規定に該当する事案であれば、国内事件と同様に速やかに国際捜査共助を活用する制度が整備されている。国内からの逃亡犯のみならず、海外発生 of 国外犯事件もまた、犯罪事実が特定され告訴が受理された事案については、現地捜査当局への捜査請求を行うことが捜査着手の第一歩であり、これは捜査当局共通の認識である。 三 国際捜査共助において、検察庁は現地捜査当局に対し、警察に単独の捜査請求権があり、告訴を受理した警察が嘱託捜査を要請することが通常手続きであるとの見解を示した。 四 警察当局は、犯罪事実を特定し、告訴受理した事案に関しては、警察が捜査着手し、訴追に必要な十分な捜査を尽くした後に検察庁に送致するという法制度に従った職務執行を堅持している。 五 国外犯事件は、日本に捜査権が帰属するものの、捜査の実態は現地警察による逮捕権及び取調権の行使を伴う嘱託捜査となり、搜索・逮捕令状も現地裁判所が発行することとなる。 六 海外発生 of 国外犯事件においては、関係機関が保有する電子データ、通信記録、監視映像、			

公的文書、その他有罪立証に必要となる証拠が国外に存在する。これらの証拠は保存期間の経過等によって散逸又は消失する危険がある為、現地捜査当局への迅速な共助手続が特に重要である。

七 しかしながら、海外発生の国外犯事件の中には、告訴受理後も国際捜査共助手続が長期間実施されず、捜査が停滞し、被害者が著しい不安と不利益を被る事例が存在する。犯罪事実及び容疑者が特定され、現地捜査当局への照会、証拠の搜索・押収・保全並びに容疑者の逮捕・取調等により捜査の進展が想定できるにも関わらず、共助要請が行われないまま長期間経過する事例が存在し、国際捜査共助の遅延が事件解明の妨げとなるおそれがある。

八 コロナ禍の収束後は、多くの神奈川県民の国外活動が活発化し、県民が国外で犯罪被害に遭遇する可能性も高まっている。刑事国際共助迅速化と適正化は、一個人の問題ではなく、将来に亘って海外で犯罪被害に遭遇する可能性のある全ての神奈川県民に共通する問題であり、県民の生命、身体、財産及び法的権利を擁護する為にも、実現しなければならない重要課題である。

九 国外犯事件は、容疑者、証拠及び関係機関が海外に所在する為、国内事件以上に時間的経過による犯人逃走・証拠散逸の危険が高い。従って、国際捜査共助の要否判断及び手続着手については、迅速性が強く求められるものであり、容疑者が特定済みであるにも関わらず、国際捜査共助要請を未実施のままとし、放置することは許されず、迅速な国際共助を実施しなければならない。

以上の理由により、神奈川県議会において本件について検討の上、必要な施策の推進を図るよう陳情するものである。

【陳情事項】

一 国外犯事件における国際捜査共助手続の運用状況及び課題について実態を把握し、その改善に向けた検討を行うこと。

二 国外犯事件に係る国際捜査共助制度の円滑な実施を図る為、人的体制及び運用体制の拡充について継続的に検証し、必要な改善措置を講ずること。

三 容疑者、証拠又は関係機関が海外に所在する事案について、捜査担当部署と国際捜査担当部署との警察内部の連携体制を強化すること。

四 国外で発生した犯罪に対する国際捜査共助については、現地捜査当局との連絡・協力・連携を強化、活発化すると共に国際共助についての意見交換と提言を行うこと。

五 国外犯事件の被害者等に対し、捜査の支障とならない範囲で適切な情報提供及び相談対応を行う体制の拡充を図ること。

六 国外犯事件において国際捜査共助の必要性が認められる場合には、証拠散逸及び時機の逸失を防止する為、合理的な一定期間内に共助手続が進められるよう規程の改正を図ること。

七 国外犯事件に係る国際捜査共助について、告訴受理後の手続の進捗管理及び実施状況の検証を継続的に行い、長期間未着手となる事案が生じないよう必要な措置を図ること。

八 前各項に掲げる国際捜査共助制度の運用改善、人的体制の拡充及び進捗管理に関する取組について、その実施状況及び成果を継続的に検証し、被害者等の関係者及び県民に対し適切な形で公表を行うことにより、制度運用の透明性及び説明責任の確保を図ること。